

報道関係者 各位

【照会先】

長野労働局労働基準部監督課

課長 大畠 一洋
主任監察監督官 関川 秀泉

(電話) 026 - 223 - 0553

平成29年度「過重労働解消キャンペーン」の重点監督実施結果

長野労働局（局長 石田茂雄）では、このたび、昨年11月に実施した「過重労働解消キャンペーン」における重点監督の実施結果について取りまとめましたので、お知らせします。

今回の重点監督は、長時間労働や若者の「使い捨て」が疑われる事業場など、労働基準関係法令の違反が疑われる214事業場に対して集中的に実施したものです。その結果、149事業場（全体の69.6%）で労働基準関係法令違反を確認し、そのうち、100事業場（46.7%）では違法な時間外労働が認められたため、それらの事業場に対して、是正に向けた改善指導を行いました。

長野労働局では今後も、長時間労働の是正や適正な労務管理に向けた取組を積極的に行っていきます。

特に、本年4月1日から県下の9つの労働基準監督署に新たに「労働時間相談・支援コーナー」を設置する等により、労働時間法令に関する知識や労務管理の方法等について事業主などからの相談に積極的に対応していきます。

【重点監督結果のポイント】

- (1) 監督指導の実施事業場： 214 事業場
このうち、149事業場（全体の69.6%）で労働基準関係法令違反あり。
- (2) 主な労働時間に係る指導の状況〔(1)のうち、違法な時間外労働等の指導を行った事業場〕
違法な時間外労働があり改善を指導したもの： 100 事業場（46.7%）
うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が
月80時間を超えるもの： 69 事業場（69.0%）
うち、月100時間を超えるもの： 44 事業場（44.0%）
うち、月150時間を超えるもの： 9 事業場（9.0%）
うち、月200時間を超えるもの： 0 事業場（0.0%）
賃金不払残業があったもの： 15 事業場（7.0%）
過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの： 25 事業場（11.7%）
- (3) 主な健康障害防止に係る指導の状況〔(1)のうち、健康障害防止等の指導を行った事業場〕
過重労働による健康障害防止措置が
不十分なため改善を指導したもの： 181 事業場（84.6%）
うち、時間外・休日労働を月80時間 以内に
削減するよう指導したもの： 114 事業場（63.0%）
労働時間の把握が不適正なため指導したもの： 41 事業場（19.2%）

是正・改善指導の対象となった主な事例

【事例1】 労働者約40人を使用する事業場で、約25人の労働者に対し、月100時間を超える違法な時間外労働を行わせ、最も長い労働者では月176時間の実績があった。特別条項付き時間外労働協定（36協定）を締結していたが、特別条項で定める特別延長時間を超えていた。また、1日8時間を超える労働は時間外労働としていたが、週40時間を超える労働を時間外労働と扱っていなかった。（旅館業）

【事例2】 労働者約45人を使用する事業場で、13人の労働者に対し月80時間を超える違法な時間外労働を行わせ（うち10人が月100時間超）、最も長い労働者では月132時間の実績があった。また、メンタルヘルス対策等についての調査審議等の制度が設けられていなかった。（建設業）

【事例3】 労働者約50人を使用する事業場で、25人の労働者に対し月80時間を超える違法な時間外労働を行わせ（うち14人が月100時間超）、最も長い労働者では月158時間の実績があった。また、労働者を増員したことにより、常時使用する労働者数が50名を超えていたが、安全管理者、衛生管理者、産業医の選任を行っておらず、衛生委員会を毎月1回行っていなかった。（製造業）

【事例4】 労働者約35人を使用する事業場で、7人の労働者に対し、月100時間を超える違法な時間外労働・休日労働を行わせ、最も長い月は128時間の実績があった。出勤簿への押印と残業時の自己申告のみにより時間管理を行っており、タイムカード等客観的な方法による始業・終業時刻の確認及び記録がなされていなかった。（製造業）

【事例5】 労働者約25名を使用する事業場で、自動車運転者について、月100時間を超える時間外労働を行わせている者が11名認められた他、最大拘束時間、休息期間、最大運転時間、連続運転時間にかかる改善基準告示に違反する運行の例が複数認められた。また、月額賃金額の1時間当たりの金額が長野県最低賃金を下回る例もあった。（運輸業）

【事例6】 労働者約10人を使用する事業場において、労働時間の管理について、自己申告制により管理しているが、終業時刻と退勤時刻との間に1時間半程度のかい離が認められた。パート労働者について、賃金計算を15分単位で行っていた。管理職の一部が管理監督者として時間外労働時間の管理や割増賃金の支払がなされていなかったが、管理監督者の要件の一つである労務管理等の実質的権限を有していなかった。（自動車小売業）

【資料】

平成29年度過重労働解消キャンペーンにおける重点監督実施状況（別紙）
労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン
(厚生労働省ホームページに掲載(<http://www.mhlw.go.jp/>))

平成29年度過重労働解消キャンペーンにおける重点監督実施状況

1 法違反の状況（是正勧告書を交付したもの）

重点監督実施状況

平成29年度過重労働解消キャンペーン（11月）の間に、214事業場に対し重点監督を実施し、149事業場（全体の69.6%）で労働基準関係法令違反が認められた。主な法違反としては、違法な時間外労働があったものが100事業場、賃金不払残業があったものが15事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが25事業場であった。

表1 重点監督実施事業場数

	重点監督 実施事業場数 (注1)	労働基準関係法令 違反があった事業場数 (注2)	主な違反事項別事業場数			
			労働時間 (注3)	賃金不払残業 (注4)	健康障害防止措置 (注5)	
合計	214 (100%)	149 (69.6%)	100 (46.7%)	15 (7%)	25 (11.7%)	
主な業種	製造業	78 (36.4%)	62 (79.5%)	47	5	9
	建設業	36 (16.8%)	16 (44.4%)	7	1	1
	運輸交通業	13 (6.1%)	10 (76.9%)	9	0	1
	商業	23 (10.7%)	16 (69.6%)	11	2	3
	教育・研究業	5 (2.3%)	3 (60%)	2	0	1
	接客娯楽業	21 (9.8%)	15 (71.4%)	10	5	7
	その他の事業 (注6)	18 (8.4%)	12 (66.7%)	7	0	1

(注1) 主な業種を計上しているため、合計数とは一致しない。

(注2) カッコ内は、監督指導実施事業場数に対する割合である。

(注3) 労働基準法第32条違反〔36協定なく時間外労働を行わせているもの、36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせているものなど違法な時間外労働があったもの。〕の件数を計上している。

(注4) 労働基準法第37条違反〔割増賃金〕のうち、賃金不払残業の件数を計上している〔計算誤り等は含まない。〕。

(注5) 労働安全衛生法第18条違反〔衛生委員会を設置していないもの等。〕、労働安全衛生法第66条違反〔健康診断を行っていないもの。〕及び労働安全衛生法第66条の8違反〔1月当たり100時間以上の時間外・休日労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。〕を計上している。

(注6) 「その他の事業」とは、派遣業、警備業、情報処理サービス業等をいう。

表2 事業場規模別の重点監督実施事業場数

合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
214	38 (17.8%)	71 (33.2%)	40 (18.7%)	31 (14.5%)	23 (10.7%)	11 (5.1%)

表3 企業規模別の重点監督実施事業場数

合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
214	8 (3.7%)	33 (15.4%)	23 (10.7%)	28 (13.1%)	34 (15.9%)	88 (41.1%)

2 主な健康障害防止に係る指導状況（指導票を交付したもの）

- (1) 過重労働による健康障害防止のための指導状況
 監督指導を実施した事業場のうち、181事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対する医師による面接指導等の、過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

表4 重点監督における過重労働による健康障害防止のための指導状況

指導事業場数	指導事項（注1）					
	面接指導等の実施（注2）	長時間労働による健康障害防止対策に係る調査審議の実施（注3）	月45時間以内への削減（注4）	月80時間以内への削減	面接指導等が実施出来る仕組みの整備等（注5）	ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策に係る調査審議の実施
181	26	37	64	114	7	16

（注1）指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。

（注2）1月100時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者又は2ないし6月の平均で80時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。

（注3）「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」又は「労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること」について、常時50人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会で調査審議を行うこと、常時50人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第23条の2に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。

（注4）時間外・休日労働時間を1か月当たり45時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策の着実な実施に努めるよう指導した事業場数を計上している。

（注5）医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることなどを指導した事業場数を計上している。

- (2) 労働時間の適正な把握に係る指導状況
 監督指導を実施した事業場のうち、41事業場に対して、労働時間の把握が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（労働時間適正把握ガイドライン）に適合するよう指導した。

表5 重点監督における労働時間の適正な把握に係る指導状況

指導事業場数	指導事項（注1）					
	始業・終業時刻の確認・記録（ガイドライン4(1)）	自己申告制による場合			管理者の責務（ガイドライン4(6)）	労使協議組織の活用（ガイドライン4(7)）
		自己申告制の説明（ガイドライン4(3)ア・イ）	実態調査の実施（ガイドライン4(3)ウ・エ）	適正な申告の阻害要因の排除（ガイドライン4(3)オ）		
41	19	5	19	3	1	1

（注1）指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。

（注2）各項目の括弧内は、それぞれの指導項目が、労働時間適正把握ガイドラインのどの項目に基づくものであるかを示している。

3 重点監督により把握した実態

- (1) 時間外・休日労働時間が最長の者の実績
監督指導を実施した結果、違法な時間外労働があった100事業場において、時間外・休日労働が最長の者を確認したところ、69事業場で1か月80時間を、うち44事業場で1か月100時間を、うち9事業場で1か月150時間を超えていた。

表6 違法な時間外労働があった事業場における時間外・休日労働時間が最長の者の実績

80時間以下	80時間超 100時間以下	100時間超 150時間以下	150時間超 200時間以下	200時間超
31	25	35	9	0

- (2) 労働時間の管理方法
監督指導を実施した事業場において、労働時間の管理方法を確認したところ、12事業場で使用者が自ら現認することにより確認し、94事業場でタイムカードを基礎に確認し、45事業場でICカード、IDカードを基礎に確認し、79事業場で自己申告制により確認し、始業・終業時刻等を確認し記録していた。

表7 重点監督実施事業場における労働時間の管理方法

原則的な方法(注1)			自己申告制 (注2)
使用者が自ら現認 (注2)	タイムカードを基礎 (注2)	ICカード、IDカードを基礎 (注2)	
12	94	45	79

(注1) 労働時間適正把握ガイドラインに定める始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法を指す。

(注2) 監督対象事業場において、部署等によって異なる労働時間の管理方法を採用している場合、複数に計上している。